

## V 予 防 行 政

### 1. 防火管理制度

#### (1) 防火対象物と防火管理者

平成22年3月31日現在、消防法令別表Iで150㎡以上の対象物は、32,532件である。

(資料第40表参照)

また、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物については、防火管理者を選任し、消防計画を作成して防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが、その選任状況は次のとおりである。

防火管理者を養成するための講習は、各消防本部が実施している。

	防火管理実施業務対象物数	防火管理者選任対象物	選 任 率	消防計画作成済防火対象物	作 成 率
1-イ 劇場等	29	26	89.7%	26	89.7%
1-ロ 集会場等	1,099	652	59.3%	608	55.3%
2-イ キャバレー等	1	1	100.0%	1	100.0%
2-ロ 遊技場等	55	39	70.9%	35	63.6%
2-ハ 性風俗関連特殊営業等		0			
2-ニ カラオケボックス等	19	18	94.7%	17	89.5%
3-イ 待合・料理店等	14	10	71.4%	7	50.0%
3-ロ 飲食店	607	337	55.5%	298	49.1%
4 百貨店・マーケット	938	552	58.8%	486	51.8%
5-イ 旅館・ホテル	456	434	95.2%	427	93.6%
5-ロ 共同住宅等	1,275	705	55.3%	577	45.3%
6-イ 病院等	189	132	69.8%	119	63.0%
6-ロ 社会福祉施設等	250	213	85.2%	206	82.4%
6-ハ 老人デイサービスセンター等	319	282	88.4%	270	84.6%
6-ニ 幼稚園等	176	164		161	
7 学校	430	394	91.6%	381	88.6%
8 図書館等	45	35	77.8%	33	73.3%
9-イ 蒸気浴場	6	6	100.0%	6	100.0%
9-ロ 他の公衆浴場	39	27	69.2%	21	53.8%
10 停車場	9	8	88.9%	6	66.7%
11 神社・寺院	215	140	65.1%	117	54.4%
12-イ 工場・作業場	312	205	65.7%	179	57.4%
12-ロ スタジ		0			
13-イ 駐車場	2	2	100.0%	2	100.0%
13-ロ 格納庫		0			
14 倉庫	32	26	81.3%	23	71.9%
15 事務所等	722	517	71.6%	458	63.4%
16-イ 特定複合用途施設	1,711	1067	62.4%	846	49.4%
16-ロ 一般複合用途施設	265	185	69.8%	154	58.1%
16/2 地下街		0			
16/3 準地下街		0			
17 文化財建造物	52	45	86.5%	43	82.7%
18 アーケード		0			
計	9,267	6,222	67.1%	5,507	59.4%

防火対象物と防火管理者

平成22年3月31日現在

防火管理者講習受講者数

	20年度	21年度
消 防 本 部	1,080人	839人

(2) 消防用設備の設置状況

防火対象物は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないことになっている。平成22年3月31日現在、特定防火対象物の消防設備設置状況は、次のとおりである。

特定防火対象物の消防設備設置状況

平成22年3月31日現在

	自動火災報知器			スプリンクラー			屋内消火栓		
	対象数	設置済及び特例措置	違反数	対象数	設置済及び特例措置	違反数	対象数	設置済及び特例措置	違反数
1-イ 劇場等	34	34		3	3		14	14	
1-ロ 集会場等	393	384	9	10	9		60	54	6
2-イ キャバレー等	1	1							
2-ロ 遊技場等	67	67		3	3		20	20	
2-ハ 性風俗関連特殊営業等							1	1	
2-ニ カラオケボックス等	18	17	1				4	4	
3-イ 待合・料理店等	10	9	1				3	1	2
3-ロ 飲食店	298	288	10				15	12	3
4 百貨店・マーケット	819	797	22	66	64	1	125	113	12
5-イ 旅館・ホテル	584	579	5	13	13		294	291	3
6-イ 病院等	325	323	2	66	64	1	61	61	
6-ロ 社会福祉施設等	287	281	1	210	193		37	37	
6-ハ 老人デイサービスセンター等	396	394	2	10	10		43	40	3
6-ニ 幼稚園等	257	256	1	2	2		21	21	
9-イ 蒸気浴場	6	6					6	6	
16-イ 特定複合用途施設	1,715	1,607	106	87	81	1	220	216	4
計	5,210	5,043	160	470	442	3	924	891	33

(3) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにし、出火時の燃焼の進行を抑制することが火災予防上必要であることから、不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品は、防災物品を使用することが義務づけられている。平成22年3月31日現在、防災防火対象物の防災物品使用状況は、次のとおりである。

防災防火対象物の防災物品使用状況（延べ面積150㎡以上）

平成22年3月31日現在

	対象施設数	カーテン・どん帳		じゅうたん		合板等		未使用		
		防災使用	使用率	防災使用	使用率	防災使用	使用率	カーテン	じゅうたん	合板
1-イ 劇場等	40	29	72.5%	26	65.0%	1	2.5%	9	13	35
1-ロ 集会場等	985	685	69.5%	502	51.0%	31	3.1%	298	477	861
2-イ キャバレー等	1	1	100.0%	1	100.0%		0.0%	0	0	1
2-ロ 遊技場等	72	36	50.0%	31	76.9%	3	4.2%	36	41	61
2-ハ 性風俗関連特殊営業等								0	0	0
2-ニ カラオケボックス等	22	8	36.4%	13	59.1%		0.0%	14	9	22
3-イ 待合・料理店等	16	4	25.0%	3	18.8%		0.0%	11	12	13
3-ロ 飲食店	683	343	50.2%	249	36.5%	27	4.0%	337	431	571
4 百貨店・マーケット	1,323	573	43.3%	412	31.1%	87	6.6%	745	907	1,050
5-イ 旅館・ホテル	689	627	91.0%	549	79.7%	9	1.3%	62	140	668
6-イ 病院等	574	454	79.1%	307	53.5%	17	3.0%	114	261	501
6-ロ 社会福祉施設等	317	255	80.4%	205	64.7%	15	4.7%	60	111	270
6-ハ 老人デイサービスセンター	526	415	78.9%	299	56.8%	30	5.7%	107	222	425
6-ニ 幼稚園等	300	259		166		13		37	129	243
9-イ 蒸気浴場	6	3	50.0%	4	66.7%	1	16.7%	3	2	5
12-ロ スタジオ	3	3	100.0%	1	33.3%		0.0%	0	2	3
16-イ 特定複合用途施設	2,727	1,371	50.3%	1,057	38.8%	67	2.5%	1,344	1,656	2,408
16-ロ 一般複合用途施設	234	24	10.3%	14	6.0%	2	0.9%	210	220	231
高層建築物	19	11	57.9%	8	42.1%	2	10.5%	3	6	12
計	8,537	5,101	59.8%	3,847	45.1%	305	3.6%	3,390	4,639	7,380

(4) 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理について、権限を有する者に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務づけ、その結果について消防長又は消防署長への報告を行わせるとともに、消防法令遵守状況又は点検結果が優良なものについては、その旨の表示をすることができる制度である。

(平成15年10月1日施行)

防火対象物定期点検報告制度実施状況

平成22年3月31日現在

	点検を要する防火対象物		点検基準適合防火対象物		認定用件適合防火対象物(特例認定)	
	1号(300人以上)	2号(特定1階)	1号(300人以上)	2号(特定1階)	1号(300人以上)	2号(特定1階)
劇場等	22	0	2	0	3	0
集会場等	236	3	31	0	11	0
キャハレ等	0	1	0	0	0	0
遊技場等	27	4	4	1	0	0
性風俗関連	0	0	0	0	0	0
カラオケボックス等	6	1	1	1	0	0
待合・料理店等	0	1	0	0	0	0
飲食店	2	19	0	0	0	0
百貨店・マーケット	150	22	25	0	12	0
旅館・ホテル	130	54	69	8	18	13
病院等	39	11	10	1	3	1
社会福祉施設等	14	2	4	1	1	0
老人デイサービスセンター等	16	2	3	0	0	0
幼稚園等	4	1	2	0	0	0
蒸気浴場等	6	0	1	0	0	0
特定複合用途施設	289	78	45	3	17	1
計	941	199	197	15	65	15

(5) 消防設備士の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき消防設備士の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(財)消防試験研究センターに委任して実施することとした。その試験の実施状況及び合格者に対する免状の交付状況は、次のとおりである。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対して義務講習を実施しており、平成21年度は379人(前年度は390人)の受講者があった。

消 防 設 備 士 試 験

		特 1 類		2 類		3 類		4 類		5 類		6 類		7 類		合 計	
		甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	乙	乙	甲	乙		
21年度	受験者数	26	252	95	109	34	114	32	567	263	168	52	595	210	1236	1281	
	合格者数	4	78	45	39	18	48	14	215	114	56	27	214	128	440	560	
20年度	受験者数	36	288	87	110	44	119	36	556	242	150	52	646	241	1259	1348	
	合格者数	5	102	31	45	19	45	17	190	112	39	22	240	137	426	578	

## 2. 危険物の規制

### (1) 危険物施設

消防法は、発火性又は引火性を有する危険物について保安上の規制を定めており、一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵したり取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、市町村長等の許可を受け、その施設の使用に当たっては完成検査を受けなければならないことになっている。

平成22年3月31日現在、危険物施設の総数は、3,283ヶ所で、これらのうち石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し又は取り扱う施設は3,229ヶ所で全体の98.4%を占めている。

(資料第41表参照)

### 危険物施設

各年3月31日現在

年	製造所	貯蔵所					取扱所				合計	事業所
		屋内	屋外	地下	その他	計	給油所	販売所	一般取扱	計		
20	35	620	247	1,041	414	2,322	642	12	500	1,156	3,513	2,056
21	35	618	242	1,007	379	2,246	603	13	489	1,105	3,386	1,926
22	35	603	235	976	352	2,166	588	13	481	1,082	3,283	1,915

### (2) 危険物取扱者の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき危険物取扱者の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(財)消防試験研究センターに委任して実施することとした。その試験の実施状況及び合格者に対する免状の交付状況は次のとおりである。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対して保安講習を実施しており、平成21年度は753人(前年度は728人)の受講者があった。

### 危険物取扱者試験

		甲種	乙種							丙種	合計
			1類	2類	3類	4類	5類	6類	計		
21年度	受験者数	198	183	207	182	2,203	187	203	3,165	234	3,597
	合格者数	63	121	140	116	748	134	131	1,390	138	1,591
20年度	受験者数	198	222	190	179	2,409	184	268	3,452	223	3,873
	合格者数	80	132	138	107	855	132	158	1,522	132	1,734

### (3) 危険物施設に対する立入検査

県及び市町村が実施した危険物施設等に対する立入検査及び措置命令は、次のとおりである。

#### 危険物施設に対する立入検査

	平成20年度			平成21年度		
	立入検査		措置命令件数	立入検査		措置命令件数
	施設数	回数		施設数	回数	
製造所	20	20	0	21	21	0
貯蔵所	689	712	0	664	702	6
取扱所	420	436	0	413	426	0
計	1,129	1,168	0	1,098	1,149	6

### 3 火災予防運動

#### (1) 全国火災予防運動

火災の大半が失火であり、住民一人一人が注意すれば火災を減少させることができる。

消防関係機関は毎年、全国一斉に火災予防週間等を定めて火災予防運動を展開し、住民に対して防火意識の高揚を図っている。

#### 全 国 火 災 予 防 運 動

	期 間	統 一 標 語
秋季全国火災予防運動	11月9日～15日	『「消したかな」あなたを守る合言葉』
文化財防火デー	1月26日	
春季全国火災予防運動	3月1日～7日	『「消したかな」あなたを守る合言葉』
全国山火事予防運動	〃	「その油断 緑の森を 火の海に」
車両火災予防運動	〃	

#### (2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、日頃火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識を取得して、家庭における火災の防止に努め、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として結成された組織で、平成22年4月現在、12市町村に37組織が結成され、クラブ員数は2,171人である。

(資料第42表参照)

#### (3) 幼年、少年消防クラブ

幼年、少年消防クラブは、少年の頃から火災予防についての知識を身につけさせ、家庭や学校における火災の予防を図るため結成された組織で、平成22年4月1日現在少年消防クラブは5市町村で結成されており、クラブ員数は303人である。また幼年消防クラブは17市町村で124クラブ結成されており、クラブ員数は4,616人である。

(資料第43・44表参照)

